

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

【様式1】

市町村名 佐野市

地域の目指す姿(ビジョン、大目標)
健やかで元気に暮らせるまちづくり

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度(年度末実績)				
	大区分	中区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
佐野市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現	・介護予防のパンフレット等を活用した基本的な知識の普及啓発や介護予防に関する講座を開催する。	・要介護状態になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止 ・高齢者が要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。	・介護予防教室の開催 ・団体等の依頼に基づく、介護予防教室の講師派遣 ・市広報、ホームページ、パンフレット等による普及啓発	○	広報への掲載やチラシ等の配布及び介護予防教室の開催や講師派遣を行った。	パンフレットは、包括支援センターの窓口に置くなどして、必要な時に入手できるようにしている。こんごも、周知を図り、介護予防教室の開催を増やしていく。
佐野市	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	・地域での活動に参加したいと答えた方は5.8%、企画運営に関しては2.1%である。地域のリーダー的な存在が少なくなっている。 ・たすけあいについて、35.8%が家族や友人以外に相談する相手はいないと答えており、近所付き合いは希薄である。	・生活支援コーディネーターの配置 ・地域の関係者間の情報共有及び連携、協働による体制整備	地域包括ケアの推進 ・様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、保健・医療・福祉など関係機関との連携及び自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、地域の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、高齢者を支えることができる地域包括ケアシステムを確立し、地域共生社会の実現を目指す。	・第1層生活支援コーディネーターの配置 ・生活支援体制整備協議体会議を書面で1回開催 ・コーディネーターより市へ毎月報告書を提出、進捗状況を確認 ・適宜、生活支援コーディネーター等と打合せを実施	○	生活支援コーディネーターと連携し、訪問型サービスBの新規団体の立ち上げができた。	生活支援コーディネーターと地域課題について協議し、各団体の情報共有や連携が実施できるよう支援を継続する。
佐野市	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	・介護者の28.2%が認知症状への対応を不安に感じている。 ・認知症高齢者を地域で支えていく必要がある。	・認知症サポーターの養成拡大 ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症カフェの充実 ・認知症高齢者の権利擁護の	認知症施策と高齢者の尊厳・権利擁護の推進 ・認知症の方が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の方を地域で支える取組を関係機関と連携、推進する。	・認知症サポーター養成講座受講者数1022人 ・認知症地域支援推進員を2か所の包括支援センターに配置 ・認知症初期集中支援チームにおいて、新規2件の事例に対応 ・認知症カフェを2か所設置	○	認知症カフェ等、主催者も参加者も予防対策を行いながら、実施することができた。	認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム及び認知症カフェについては、活動の周知・充実を図っていく。
佐野市	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他							
佐野市	②介護給付適正化		○ 高齢化の進展に伴い、介護給付費が拡大している。 ○ 利用者に対する適切なサービスの確保により、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度を構築するためにも、介護給付費の適正化に取り組む必要がある。	○適正化主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を着実に実施する。	適正化主要5事業を実施する。	①要介護認定の適正化 審査判定の平準化に取り組んだ。 ②ケアプラン点検 「ケアプラン点検講習会」としてケアマネジャーを対象に講習会を開催し、自立支援に資するケアプランとなっているかをケアマネジャー等とともに検証を行う観点で実施した。 ③住宅改修等の点検 住宅改修等の点検については、適宜現地訪問調査を行った。また、福祉用具についても住宅改修の現地調査と併せて使用状況等を確認した。 ④縦覧点検・医療情報との突合 毎月国保連から送付される医療情報と介護保険給付情報を突合し、内容を点検した。 ⑤介護給付費通知 介護保険サービス利用者へ、利用内容や自己負担額等が明記された介護給付費通知書を発送した。(6月、10月発送)	○	適正化主要5事業については、おおむね目標どおり実施できた。	今後も介護給付に適正化に向け、各事業に取り組んでいく。 国の方針により適正化主要5事業の見直しがあり、第9期介護保険事業計画期間からは3事業となるので、それに沿って適切に事業を進めるようにする。